

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料
(条例その他)

(令和5年2月27日付託分)

県土整備局

目 次

ページ

1	港湾の設置及び管理等に関する条例 新旧対照表	1
2	土採取規制条例 新旧対照表	4
3	神奈川県県営住宅条例 新旧対照表	5
4	収入証紙に関する条例 新旧対照表【県土整備局関係】	6
5	神奈川県手数料条例 新旧対照表【県土整備局関係】	7
6	神奈川県建築基準条例 新旧対照表	34
7	神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例 新旧対照表	39
8	県営いちろう下和田団地公営住宅新築工事（建築一第1工区）の概要	41
9	県営いちろう下和田団地公営住宅新築工事（建築一第2工区）の概要	46
10	県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期一建築）の概要	51
11	県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期一建築一第1工区）の概要	55

改 正		現 行	
		5	漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務
		6	その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務
2	<p>真鶴港の施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、指定管理者に行わせることができる。この場合において、第4条第1項、第9条第2項及び第10条第1項中「、第2号イ及びウ並びに第4号」とあるのは、「並びに第2号イ及びウ」とする。</p> <p>(1) 港湾の施設の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 第4条、第9条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）、第10条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）及び第27条に関する業務</p> <p>(3) 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務</p> <p>(4) 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務</p> <p>(5) 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務</p> <p>(6) その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務</p>	(新規)	
3	<p>前項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、指定管理者に当該業務を行わせることとなる時前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為でその時以後指定管理者に行わせることとなる業務に係るものについては、この条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。</p>	(新規)	
4	<p>第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、指定管理者に当該業務を行わせることとなる時前にこの条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為でその時以後指定管理者に行わせることとなる業務に係るものについては、この条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。</p>	(新規)	
5	<p>第2項の規定により指定管理者に行わせていた業務を知事が行う場合においては、知事が当該業務を行うこととなる時前にこの条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為でその時以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、この条例の規定により知事</p>	(新規)	

改 正	現 行
<p><u>がした処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>6 <u>第2項の規定により指定管理者に行わせていた業務を知事が行う場合においては、知事が当該業務を行うこととなる時前にこの条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為でその時以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、この条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>指定管理業務(前条第1項又は第2項の規定により指定管理者に行わせることとした業務をいう。以下同じ。)</u>の実施の計画及び方法を記載した書類</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定管理業務_____</p> <p>_____の実施の計画及び方法を記載した書類</p> <p>(5)～(7) (略)</p>

2 土採取規制条例（昭和 47 年神奈川県条例第 10 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(適用除外)</p> <p>第 14 条 この条例は、次に掲げる土の採取については、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） <u>第 34 条の 2 第 1 項</u>の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該開発行為及び同法第 29 条第 1 項及び第 2 項の開発許可に係る開発行為として行う土の採取</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該宅地造成に関する工事及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可に係る宅地造成に関する工事として行う土の採取</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第 14 条 この条例は、次に掲げる土の採取については、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） <u>第 29 条第 4 号</u>の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該開発行為及び同条の開発許可に係る開発行為として行う土の採取</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該宅地造成に関する工事及び同項の許可に係る宅地造成に関する工事として行う土の採取</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>

3 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(施設維持管理料)</p> <p>第25条の2 知事は、前条第5号に掲げる費用の全部又は一部について、特に県が徴収する必要があると認めるときは、当該費用及び徴収に係る経費を勘案して規則で定めるところにより算定した額の施設維持管理料を入居者から徴収することができる。</p> <p>2 知事は、天災その他特別の事情により特に必要があると認めるときは、施設維持管理料を減免することができる。</p>	<p>(新規)</p>

4 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表【県土整備局関係】

改正		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1（略）		1（略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～19（略）		1～19（略）	
20（略） <u>特殊建築物等敷地許可申請手数料</u> <u>住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請手数料</u> （略） <u>建築物の高さの特例認定申請手数料</u> <u>再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料</u> （略） <u>特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u> <u>高度地区における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料</u> （略） <u>公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料</u> <u>公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料</u> <u>公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料</u> （略）	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19	20（略） <u>特殊建築物等敷地許可申請手数料</u> （新設） （略） <u>建築物の高さの特例認定申請手数料</u> （新設） （略） <u>特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u> （新設） （略） <u>同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</u> <u>同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料</u> <u>同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料</u> （略）	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19
21～32（略）		21～32（略）	

5 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表【県土整備局関係】

改正			現行			
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	
1～48の2（略）			1～48の2（略）			
49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) <u>一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合</u> 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円	49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) <u>一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合</u> 3万4,000円	
		(2) <u>一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合</u> 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 3万4,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 3万8,000円				(新設)
		(3) <u>一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合</u> 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部				

改 正		現 行	
	<p>分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p><u>ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）</u> 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 3万3,000円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 5万7,000円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 10万円</p> <p><u>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 16万円</p>		<p>分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p><u>ア 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸の部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等</u> 3万4,000円</p> <p><u>(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等</u> 6万9,000円</p> <p><u>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 9万7,000円</p> <p><u>(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 14万円</p> <p><u>(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 20万円</p> <p><u>(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> 28万円</p> <p><u>(キ) 総戸数が100</u></p>

改 正			現 行		
					戸を超え200戸以内の共同住宅等 38万円
					(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 50万円
					(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 59万円
		イ 住宅部分 (アに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 6万9,000円			(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 11万円
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 12万円			(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 14万円
		(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 20万円			(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 18万円
		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 28万円			(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 28万円
					(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 36万円
					(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物

改 正			現 行		
		<p>ウ 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。） （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が一次エネルギー消費量モデル建築物を用いる評価方法により建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すると認められる場合（以下「外皮基準不適用の場合」という。）にあつては、同号ロ(2)の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 8万7,000円</p>			<p>43万円 （キ）床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 50万円 （新設）</p>

改 正		現 行	
	<p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> 11万円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 15万円</p> <p>(エ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 24万円</p> <p>(オ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 31万円</p> <p>(カ) <u>床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 37万円</p> <p>(キ) <u>床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 44万円</p> <p>エ <u>非住宅部分（ウに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 23万円</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u></p>		<p>ウ <u>非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル以内の建築物</u> 24万円</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u></p>

改 正			現 行		
		29万円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円 (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円 (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円			30万円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 38万円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 55万円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 67万円 (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 79万円 (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 90万円
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 4,700円 (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 (イ) 床面積の合計	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 4,900円 (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 共同住宅等の住戸の部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 4,900円 (イ) 総戸数が1戸

改 正		現 行	
向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万円	向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	を <u>超</u> え5戸以内の共同住宅等 9,600円
	(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万5,000円		(ウ) 総戸数が5戸を <u>超</u> え10戸以内の共同住宅等 1万6,000円
(削除)	(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 8万1,000円	(削除)	(エ) 総戸数が10戸を <u>超</u> え25戸以内の共同住宅等 2万7,000円
			(オ) 総戸数が25戸を <u>超</u> え50戸以内の共同住宅等 4万5,000円
			(カ) 総戸数が50戸を <u>超</u> え100戸以内の共同住宅等 8万1,000円
			(キ) 総戸数が100戸を <u>超</u> え200戸以内の共同住宅等 13万円
			(ク) 総戸数が200戸を <u>超</u> え300戸以内の共同住宅等 16万円
			(ケ) 総戸数が300戸を <u>超</u> える共同住宅等 17万円
			イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 9,600円
			(イ) 床面積の合計が300平方メートルを <u>超</u> え1,000平方メートル以内の建築物 1万7,000円

改 正			現 行		
					(ウ) 床面積の合計 が1,000平方メー トルを超え2,000 平方メートル以内 の建築物 2万7,000円
					(エ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え5,000 平方メートル以内 の建築物 8万1,000円
					(オ) 床面積の合計 が5,000平方メー トルを超え1万平 方メートル以内の 建築物 13万円
					(カ) 床面積の合計 が1万平方メート ルを超え2万 5,000平方メート ル以内の建築物 16万円
					(キ) 床面積の合計 が2万5,000平方 メートルを超える 建築物 20万円
		イ 非住宅部分 次に 掲げる非住宅部分の 床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額			ウ 非住宅部分 次に 掲げる非住宅部分の 床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額
		(ア) 床面積の合計 が300平方メート ル未満の建築物 9,400円			(ア) 床面積の合計 が300平方メート ル以内の建築物 9,600円
		(イ) 床面積の合計 が300平方メート ル以上1,000平方 メートル未満の建 築物 1万6,000円			(イ) 床面積の合計 が300平方メート ルを超え1,000平 方メートル以内の 建築物 1万7,000円
		(ウ) 床面積の合計 が1,000平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の 建築物 2万7,000円			(ウ) 床面積の合計 が1,000平方メー トルを超え2,000 平方メートル以内 の建築物 2万7,000円

改 正			現 行		
		(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 8万円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 13万円 (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 16万円 (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 20万円			(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 8万1,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 13万円 (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 16万円 (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 20万円
51 (略)			51 (略)		
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円 (2) 一戸建ての住宅((1)に該当するものを除く。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 1万7,000円 (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住戸の部分の場合(住戸の部分のみの申請をする場合に限る。) 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更の認

改 正			現 行		
		<p>ア 床面積の合計が 200平方メートル未 満の一戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 200平方メートル以 上の一戸建ての住宅 1万9,000円</p>			<p>定について同時に申請 された住戸の数（以下 この項及び次項におい て「変更申請戸数」と いう。）の区分に応じ、 それぞれ次に定める金 額</p> <p>ア 変更申請戸数が1 戸の共同住宅等 1万7,000円</p> <p>イ 変更申請戸数が1 戸を超え5戸以内の 共同住宅等 3万4,500円</p> <p>ウ 変更申請戸数が5 戸を超え10戸以内の 共同住宅等 4万8,500円</p> <p>エ 変更申請戸数が10 戸を超え25戸以内の 共同住宅等 7万円</p> <p>オ 変更申請戸数が25 戸を超え50戸以内の 共同住宅等 10万円</p> <p>カ 変更申請戸数が50 戸を超え100戸以内 の共同住宅等 14万円</p> <p>キ 変更申請戸数が 100戸を超え200戸以 内の共同住宅等 19万円</p> <p>ク 変更申請戸数が 200戸を超え300戸以 内の共同住宅等 25万円</p> <p>ケ 変更申請戸数が 300戸を超える共同 住宅等 29万5,000円</p>
		<p>(3) 一の建築物（一戸建 ての住宅を除く。次項 において同じ。）の場 合 当該申請に係る建 築物の部分（既に計画 の認定を受けた部分で 変更しない部分を含</p>			<p>(3) 一の建築物（一戸建 ての住宅を除く。次項 において同じ。）の場 合（同時に住戸の部分 の申請をする場合を含 む。） 当該申請に係 る建築物の部分（既に</p>

改 正		現 行	
	<p>む。)について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p><u>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項及び次項において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 1万6,500円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 2万8,500円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 5万円</p> <p><u>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u></p>		<p>計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p><u>ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住戸の部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等</u> 1万7,000円</p> <p><u>(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等</u> 3万4,500円</p> <p><u>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 4万8,500円</p> <p><u>(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u></p>

改 正		現 行	
	8万円		7万円
			(オ) <u>総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u>
			10万円
			(カ) <u>総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u>
			14万円
			(キ) <u>総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u>
			19万円
			(ク) <u>総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u>
			25万円
			(ケ) <u>総戸数が300戸を超える共同住宅等</u>
			29万5,000円
	イ <u>既に計画の認定を受けた住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u>	イ <u>既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u>	
	(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u>	(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル以内の建築物</u>	
	3万4,500円	5万5,000円	
	(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u>	(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u>	
	6万円	7万円	
	(ウ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u>	(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u>	
	10万円	9万円	
	(エ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u>	(エ) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物</u>	
	14万円	14万円	

改 正			現 行		
		<p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (外皮基準不適用の場合にあつては、同号ロ(2) の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4万3,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 5万5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 7万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メー</p>			<p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 18万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 21万5,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 25万円</p> <p>(新設)</p>

改 正		現 行	
	<p>トル以上5,000平方メートル未満の建築物 12万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 15万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 18万5,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 22万円</p> <p>エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (ウに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 11万5,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 14万5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 18万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p>		<p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 12万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 15万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 19万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物</p>

改 正			現 行		
		<p style="text-align: right;">26万5,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;">32万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;">38万5,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p style="text-align: right;">43万5,000円</p> <p>オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 <u>49の項(3)の規定の例により算定した金額</u> (この場合において、<u>同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。</u>)</p>			<p style="text-align: right;">27万5,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物</p> <p style="text-align: right;">33万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物</p> <p style="text-align: right;">39万5,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物</p> <p style="text-align: right;">45万円</p> <p>エ 新たに追加する共同住宅等の住戸の部分、共用部分又は非住宅部分 <u>49の項(2)の規定の例により算定した金額</u> (この場合において、<u>同項(2)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。</u>)</p>
53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 <p style="text-align: right;">2,350円</p> (削除)	53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 <p style="text-align: right;">2,450円</p> (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住戸の部分の場合(住戸の部分のみの申請をする場合に限る。) 次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 変更申請戸数が1戸の共同住宅等 <p style="text-align: right;">2,450円</p> イ 変更申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 <p style="text-align: right;">4,800円</p> ウ 変更申請戸数が5戸を超え10戸以内の

改 正		現 行	
<p>宅性能評価機関等による審査を受けたものに限りに、51の項に該当する場合を除く。）</p>		<p>宅性能評価機関等による審査を受けたものに限りに、51の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>共同住宅等 8,000円</p> <p>エ <u>変更申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 1万3,500円</p> <p>オ <u>変更申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 2万2,500円</p> <p>カ <u>変更申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> 4万500円</p> <p>キ <u>変更申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u> 6万5,000円</p> <p>ク <u>変更申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u> 8万円</p> <p>ケ <u>変更申請戸数が300戸を超える共同住宅等</u> 8万5,000円</p>
	<p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア <u>既に計画の認定を受けた住宅部分</u> 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計</p>		<p>(3) 一の建築物の場合 <u>(同時に住戸の部分の申請をする場合を含む。)</u> 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア <u>既に計画の認定を受けた共同住宅等の住戸の部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 総戸数が1戸</p>

改 正		現 行	
	が300平方メートル未満の建築物 4,700円		の共同住宅等 2,450円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 1万円		(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 4,800円
	(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 2万2,500円		(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 8,000円
	(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 4万500円		(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 1万3,500円
			(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 2万2,500円
			(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 4万500円
			(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 6万5,000円
			(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 8万円
			(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 8万5,000円
	(削除)		イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 4,800円
			(イ) 床面積の合計

改 正			現 行		
					が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 8,500円
				(ウ) 床面積の合計 が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 1万3,500円	
				(エ) 床面積の合計 が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 4万500円	
				(オ) 床面積の合計 が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 6万5,000円	
				(カ) 床面積の合計 が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 8万円	
				(キ) 床面積の合計 が2万5,000平方メートルを超える建築物 10万円	
		イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未 <u>満</u> の建築物 4,700円		ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル <u>以内</u> の建築物 4,800円	
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル <u>以上</u> 1,000平方メートル未 <u>満</u> の建築物 8,000円		(イ) 床面積の合計が300平方メートル <u>を超え</u> 1,000平方メートル <u>以内</u> の建築物 8,500円	

改 正			現 行		
		(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 1万3,500円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 6万5,000円 (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 8万円 (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 10万円 <u>ウ</u> 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 50の項(2)の規定の例により算定した金額(この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。)			(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 1万3,500円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 4万500円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 6万5,000円 (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 8万円 (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 10万円 <u>エ</u> 新たに追加する共同住宅等の住戸の部分、共用部分又は非住宅部分 50の項(2)の規定の例により算定した金額(この場合において、同項(2)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。)
54 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合((2)に掲げる場合を除く。)次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、	54 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合((2)に掲げる場合を除く。)

改 正		現 行	
	<p><u>ア 住宅部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。）</u> <u>（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）</u> 次</p> <p><u>に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 3万3,000円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 5万7,000円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 10万円</p> <p><u>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 16万円</p> <p><u>イ 住宅部分（アに該当するものを除く。）</u> 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>		<p>(新設)</p> <p><u>ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。ただし、共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、次項及</u></p>

改 正			現 行		
		<p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>ウ</u> 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（外皮基準不適用の場合にあっては、同号ロ(2)）の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>エ</u> 非住宅部分（<u>ウ</u>に該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(4) 2以上の建築物の場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物</p> <p>(1)、(2)又は(3)の規定</p>			<p>び59の項から62の項までにおいて同じ。)</p> <p>次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>イ</u> 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。59の項において同じ。）の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、同号ロ(2)）の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>ウ</u> 非住宅部分（<u>イ</u>に該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物</p> <p>(1)又は(2)の規定の例</p>

改 正			現 行		
		<p>の例により算定した金額</p> <p>イ 他の建築物（ウに掲げるものを除く。） <u>(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>ウ (略)</p>			<p>により算定した金額</p> <p>イ 他の建築物（ウに掲げるものを除く。） <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>ウ (略)</p>
57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 他の建築物（ウに掲げるものを除く。） <u>前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>ウ (略)</p>	57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 他の建築物（ウに掲げるものを除く。） <u>前項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>ウ (略)</p>
58 (略)			58 (略)		
59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エ	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数	<p><u>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅</u></p>	59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エ	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数	(新設)

改 正		現 行	
<p>エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ （略）</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 1万6,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 （新設）</p>

改 正		現 行	
	<p>ル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万8,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 5万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 8万円</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた住宅部分(アに該当するものを除く。)次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(外皮基準不適用の場合)にあつては、同号ロ(2)の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。)次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分(ウに該当するものを除く。)次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>		<p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合)及び同令附則第3条第2項に該当する場合)にあつては、同号ロ(2)の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。)次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分(イに該当するものを除く。)次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改 正		現 行	
		<p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 <u>56の項(3)</u>の規定の例により算定した金額（この場合において、<u>同項(3)</u>中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p> <p>(4) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの <u>(1)</u>、<u>(2)</u>又は<u>(3)</u>の規定の例により算定した金額</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。）<u>(1)</u>、<u>(2)</u>又は<u>(3)</u>の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）<u>56の項(1)</u>、<u>(2)</u>又は<u>(3)</u>の規定の例により算定した金額</p> <p>オ (略)</p>	<p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>エ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 <u>56の項(2)</u>の規定の例により算定した金額（この場合において、<u>同項(2)</u>中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの <u>(1)</u>又は<u>(2)</u>の規定の例により算定した金額</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。）<u>(1)</u>又は<u>(2)</u>の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）<u>56の項(1)</u>又は<u>(2)</u>の規定の例により算定した金額</p> <p>オ (略)</p>
60 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エ	(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー	60 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更 変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エ

改 正			現 行		
<p>の認定の申請に対する審査(変更部分)について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る、58の項に該当する場合を除く。)</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料</p>	<p>ギー消費性能に変更が生じるもの(ウに掲げるものを除く。) 前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 ウ (略) エ 新たに計画に追加する建築物(オに掲げるものを除く。) 56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 オ (略)</p>	<p>の認定の申請に対する審査(変更部分)について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る、58の項に該当する場合を除く。)</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料</p>	<p>ギー消費性能に変更が生じるもの(ウに掲げるものを除く。) 前項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 ウ (略) エ 新たに計画に追加する建築物(オに掲げるものを除く。) 56の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 オ (略)</p>
61～66 (略)			61～66 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		

6 神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例28号）新旧対照表

改正	現行
<p>(容積率) 第52条の9 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるもの</u> 4・5 (略) (建蔽率)</p>	<p>(容積率) 第52条の9 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。 (1)～(3) (略) (新規) 4・5 (略) (建蔽率)</p>
<p>第52条の10 (略) 2・3 (略) 4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものであつて、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前3項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>第52条の10 (略) 2・3 (略) (新規)</p>
<p>5 <u>前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u> (1)・(2) (略) (建築物の高さの限度)</p>	<p>4 <u>前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u> (1)・(2) (略) (建築物の高さの限度)</p>
<p>第52条の11 (略) 2 <u>再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものであつて、知事が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>第52条の11 (略) (新規)</p>
<p>3 <u>第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u> (1)・(2) (略)</p>	<p>2 <u>前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u> (1)・(2) (略)</p>
<p>第52条の12～第52条の14 (略) (一定の複数建築物に対する制限の特例) 第52条の15 一団地(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に2以上の構えを成す建築物で総合的設計によつて<u>建築</u></p>	<p>第52条の12～第52条の14 (略) (一定の複数建築物に対する制限の特例) 第52条の15 一団地(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に2以上の構えを成す建築物で総合的設計によつて<u>建築</u></p>

改 正	現 行
<p>大規模の修繕又は大規模の模様替(次項並びに別表31の項及び31の3の項において「建築等」という。)をするものについて、知事が別に定めるところにより、知事がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該各建築物に対する第52条の6、第52条の9、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の12又は第52条の13の規定(次項において「特例対象規定」という。)の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。</p>	<p>されるものうち、知事が別に定めるところにより、知事がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第52条の6、第52条の9、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の12又は第52条の13の規定(次項において「特例対象規定」という。)の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。</p>
<p>2 一定の一団の土地の区域(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な知事が別に定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内において建築物の建築等をする場合において、知事が別に定めるところにより、知事がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該区域内における各建築物に対する特例対象規定の適用については、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。</p>	<p>2 一定の一団の土地の区域(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な知事が別に定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、知事が別に定めるところにより、知事がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。</p>
<p>3 第1項又は前項の規定による認定を申請する者は、知事が別に定めるところにより、対象区域(第1項の一団地又は前項の一定の一団の土地の区域をいう。以下同じ。)内の各建築物の位置及び構造に関する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内にある土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。</p>	<p>3 第1項又は前項の規定による認定を申請しようとする者は、知事が別に定めるところにより、対象区域(第1項の一団地又は前項の一定の一団の土地の区域をいう。以下同じ。)内の各建築物の位置及び構造に関する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内にある土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。</p>
<p>4～6 (略) (公告対象区域内における建築物の位置及び構造の認定)</p>	<p>4～6 (略) (公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定)</p>
<p>第52条の16 公告対象区域内において、前条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「同一敷地内建築物」という。)以外の建築物を新築し、又は同一敷地内建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替(位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項及び別表32の項から32の3の項までにおいて「増築等」という。)をしようとする者は、知事が別に定めるところにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の知事の認定を受けなければならない。</p>	<p>第52条の16 公告対象区域内において、前条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「同一敷地内建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、知事が別に定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の知事の認定を受けなければならない。</p>
<p>2～5 (略) 第52条の17～第52条の18 (略)</p>	<p>2～5 (略) 第52条の17～第52条の18 (略)</p>

改 正			現 行		
<p>(建築計画概要書等の写し等の交付) 第52条の18の2 何人も、知事が別に定めるところにより、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第11条の3第1項各号に掲げる書類(別表において「建築計画概要書等」という。)の写し又は省令第6条の3第1項各号に掲げる台帳に記載されている事項のうち知事が別に定める事項の証明書(別表において「台帳記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>第52条の19～第56条 (略) (建築審査会の同意)</p> <p>第57条 知事は、第44条、第52条の6第2項第2号、第52条の7第2号及び第3号、第52条の9第3項、第52条の10第4項及び第5項第2号、第52条の11第2項及び第3項各号並びに第52条の13第1項第1号の規定による許可をする場合は、あらかじめ神奈川県建築審査会の同意を得なければならない。</p> <p>第57条の2～第59条 (略) 別表(第52条の19、第52条の20関係)</p>			<p>(建築計画概要書等の写し等の交付) 第52条の18の2 何人も、知事が別に定めるところにより、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第11条の4第1項各号に掲げる書類(別表において「建築計画概要書等」という。)の写し又は省令第6条の3第1項各号に掲げる台帳に記載されている事項のうち知事が別に定める事項の証明書(別表において「台帳記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>第52条の19～第56条 (略) (建築審査会の同意)</p> <p>第57条 知事は、第44条、第52条の6第2項第2号、第52条の7第2号及び第3号、第52条の9第3項、第52条の10第4項第2号、第52条の11第2項並びに第52条の13第1項第1号の規定による許可をする場合は、あらかじめ神奈川県建築審査会の同意を得なければならない。</p> <p>第57条の2～第59条 (略) 別表(第52条の19、第52条の20関係)</p>		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～11 (略)	(略)	(略)	1～11 (略)	(略)	(略)
11の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定の申請に対する審査	住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請手数料	2万7,000円	(新規)	(新規)	(新規)
12～15 (略)	(略)	(略)	12～15 (略)	(略)	(略)
15の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円	(新規)	(新規)	(新規)
16 法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	16万円	16 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	16万円
17～18の2 (略)	(略)	(略)	17～18の2 (略)	(略)	(略)
18の3 法第58条第2項の規定に基づく建築物の	高度地区における再生可能エネルギー源	16万円	(新規)	(新規)	(新規)

改 正			現 行		
高さに関する特例の許可の申請に対する審査	の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料				
19～30 (略)	(略)	(略)	19～30 (略)	(略)	(略)
31 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物(建築等を <u>するものに限る。</u> 以下この項において同じ。)の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)	31 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物(既存建築物を <u>除く。</u> この項において同じ。)の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)
31の2 (略)	(略)	(略)	31の2 (略)	(略)	(略)
31の3 法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物(建築等を <u>するものに限る。</u> 以下この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)	31の3 法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物(既存建築物を <u>除く。</u> この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)
32 法第86条の2第1項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物に関する認定の申請に対する審査	公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料	(1) 建築物(一敷地内認定建築物以外 <u>の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。)の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)	32 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	(1) 建築物(同一敷地内認定建築物を <u>除く。</u> この項において同じ。)の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)
32の2 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物(一敷地内認定建築物以外 <u>の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするもの</u> に	32の2 法第86条の2第2項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物(同一敷地内認定建築物を <u>除く。</u> この項において同じ。)の数が1である場合 22万円

改 正			現 行		
		限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)			(2) (略)
32の3 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における建築物に関する許可の申請に対する審査	公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料	(1) 建築物(一敷地内許可建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内許可建築物で増築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)	32の3 法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	(1) 建築物(同一敷地内許可建築物を除く。この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)
33~40 (略)	(略)	(略)	33~40 (略)	(略)	(略)
41 第52条の18の2の規定に基づく建築計画概要書等の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1の建築計画概要書等(省令第11条の3第1項第1号に掲げる建築計画概要書の写しと同項第5号に掲げる処分等概要書の写しの交付を同時に請求する場合には、これらを1の建築計画概要書等とみなす。)につき400円	41 第52条の18の2の規定に基づく建築計画概要書等の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1の建築計画概要書等(省令第11条の4第1項第1号に掲げる建築計画概要書の写しと同項第5号に掲げる処分等概要書の写しの交付を同時に請求する場合には、これらを1の建築計画概要書等とみなす。)につき400円
42 (略)	(略)	(略)	42 (略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

7 神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（平成 12 年神奈川県条例第 15 号）新旧対照表

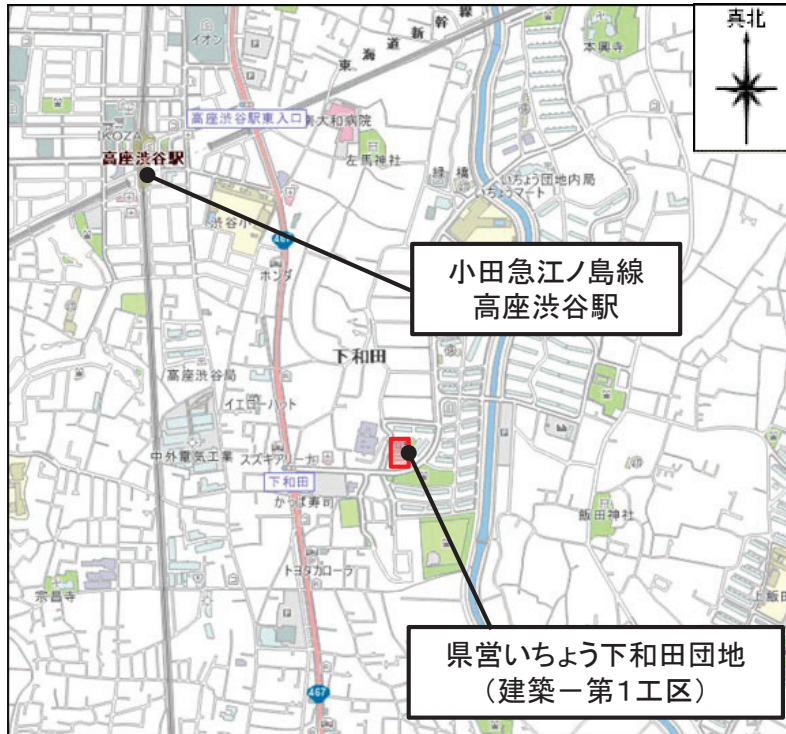
改 正	現 行
<p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に規定する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条（略）</p> <p>第 3 条 知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成に関してその災害が発生した日から 6 月以内に<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部改正法による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）第 8 条第 1 項の規定による許可を申請し、又は一部改正法附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第 12 条第 1 項の規定による変更の許可を申請した場合においては、これらの申請に係る手数料は、免除する。</u></p> <p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの<u>一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第 8 条第 1 項の規定による許可の申請に係る許可申請手数料並びに一部改正法附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第 12 条第 1 項の規定による変更の許可の申請に係る変更許可申請手数料は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>第 4 条（略）</p>	<p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に規定する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条（略）</p> <p>第 3 条 知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成に関してその災害が発生した日から 6 月以内に_____</p> <p>_____</p> <p>_____宅地造成等規制法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定による許可を申請し、又は_____</p> <p>_____</p> <p>_____第 12 条第 1 項の規定による変更の許可を申請した場合においては、これらの申請に係る手数料は、免除する。</p> <p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの_____</p> <p>_____</p> <p>_____法第 8 条第 1 項の規定による許可の申請に係る許可申請手数料及び_____</p> <p>_____</p> <p>_____法第 12 条第 1 項の規定による変更の許可の申請に係る変更許可申請手数料は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>第 4 条（略）</p>

改 正			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 <u>一部改正法</u> <u>附則第2条第</u> <u>1項の規定に</u> <u>よりなお従前</u> <u>の例によるこ</u> <u>ととされる場</u> <u>合における旧</u> <u>法第8条第1</u> 項の規定に基 づく宅地造成 に関する工事 の許可の申請 に対する審査	宅地造成工事 許可申請手数料	(略)	1 _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>法第8条第1</u> 項の規定に基 づく宅地造成 に関する工事 の許可の申請 に対する審査	宅地造成工事 許可申請手数料	(略)
2 <u>一部改正法</u> <u>附則第2条第</u> <u>1項及び第2</u> <u>項の規定によ</u> <u>りなお従前の</u> <u>例によること</u> <u>とされる場合</u> <u>における旧法</u> <u>第12条第1項</u> の規定に基 づく宅地造成に 関する工事の 計画の変更の 許可の申請に 対する審査	宅地造成工事 計画変更許可 申請手数料	(略)	2 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>法</u> <u>第12条第1項</u> の規定に基 づく宅地造成に 関する工事の 計画の変更の 許可の申請に 対する審査	宅地造成工事 計画変更許可 申請手数料	(略)

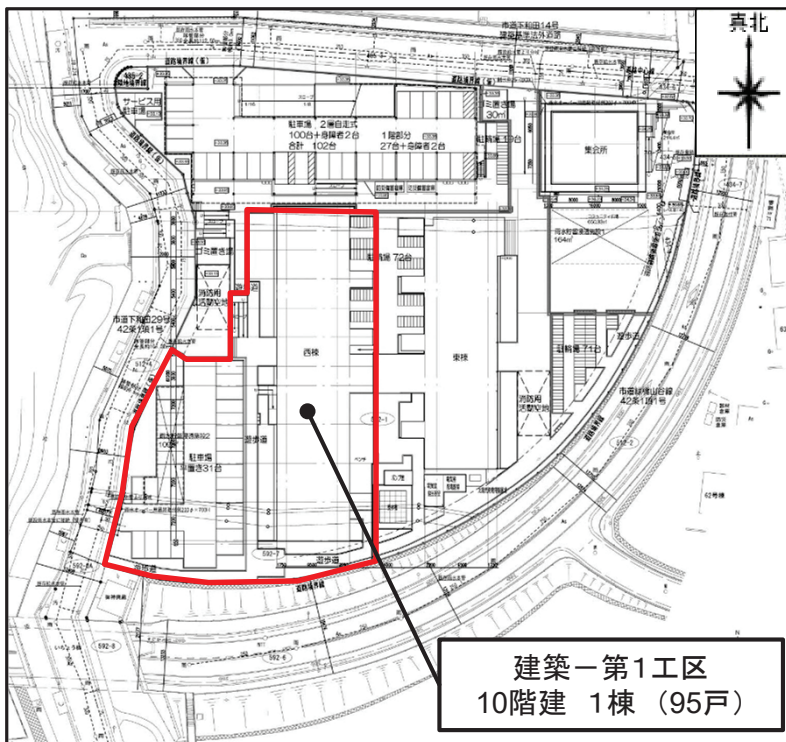
8 県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築－第1工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築－第1工区）
- (2) 工 事 場 所 大和市下和田 512－1 外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 10階建 1棟
延床面積 5,878.06㎡
住戸数 95戸
- (4) 請負契約金額 15億6,497万9,680円
- (5) 請負契約者名 大洋・森田特定建設工事共同企業体
代表者 大洋建設株式会社
代表取締役 黒 田 憲 一
所在地 横浜市戸塚区戸塚町 157 番地

県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築一第1工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営いちろう下和田団地公営住宅新築工事（建築－第1工区）

- 1 開札年月日 令和4年12月2日
- 2 落札額 1,564,979,680円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 142,270,880円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,513,480,000	1,422,708,800	1,422,671,200

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
大洋・森田特定建設工事共同 企業体	横浜市戸塚区戸 塚町	大洋建設 (株)	1,422,708,800	落札
門倉組・湘南ミサワホーム特 定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂神台	(株) 門倉組	1,513,520,000	
風越・中鉢特定建設工事共同 企業体	横浜市中区相生 町	風越建設 (株)	1,419,005,200	
小俣・サクラ特定建設工事 共同企業体	横浜市南区新川 町	(株) 小俣組	1,422,032,000	
安藤建設・杜企画特定建設工 事共同企業体	横浜市磯子区中 原	(株) 安藤建設	1,422,032,000	
渡辺組・見上工業特定建設工 事共同企業体	横浜市中区南仲 通	(株) 渡辺組	1,422,050,800	
大野土建・愛甲建設特定建設 工事共同企業体	相模原市中央区 田名塩田	大野土建 (株)	1,422,079,000	
亀井工業・大勝建設特定建設 工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業 (株)	1,422,079,000	
アイグステック・田中建設工 業特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック (株)	1,422,116,600	
三木・三共特定建設工事共同 企業体	横浜市神奈川区 青木町	(株) 三木組	1,422,126,000	
瀬戸・大神特定建設工事共同 企業体	小田原市久野	瀬戸建設 (株)	1,422,126,000	
エス・ケイ・ディ・コラム建 設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ ディ	1,422,126,000	
紅梅・大旭特定建設工事共同 企業体	横浜市西区花咲 町	(株) 紅梅組	1,422,126,000	
日成工事・沼田工業特定建設 工事共同企業体	横浜市港南区上 大岡西	日成工事 (株)	1,422,126,000	
小島・関野特定建設工事共同 企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	1,422,163,600	
匠・成瀬特定建設工事共同企 業体	平塚市東八幡	匠建設 (株)	1,422,163,600	
松尾・明誠特定建設工事共同 企業体	横浜市鶴見区鶴 見中央	(株) 松尾工務店	1,422,191,800	

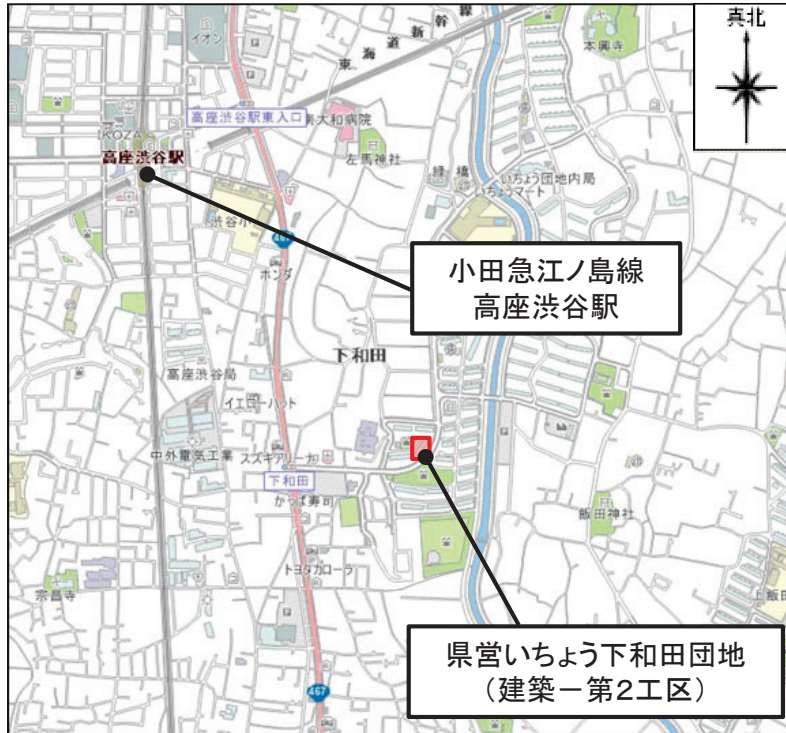
小雀・ミヤマ特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設（株）	1,422,191,800	
山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設（株）		辞退

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

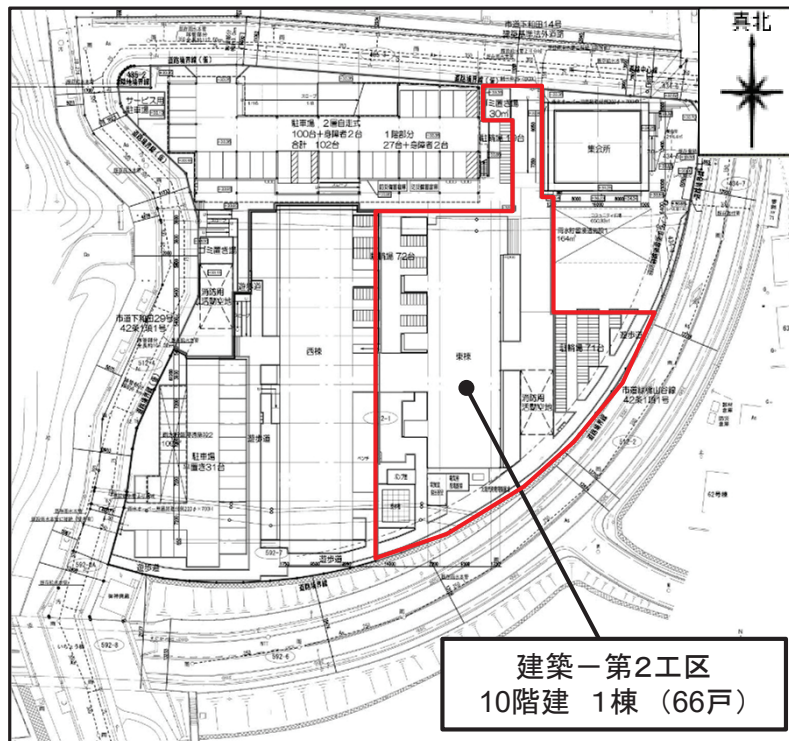
9 県営いちろう下和田団地公営住宅新築工事（建築－第2工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営いちろう下和田団地公営住宅新築工事（建築－第2工区）
- (2) 工 事 場 所 大和市下和田 512－1 外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 10階建 1棟
延床面積 4,218.56㎡
住戸数 66戸
- (4) 請負契約金額 13億2,770万円
- (5) 請負契約者名 アイグステック・田中建設工業特定建設工事共同企業体
代表者 アイグステック株式会社
代表取締役 塩 谷 政 志
所在地 藤沢市大庭 5404－7 湘南エスパス

県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築一第2工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営いちろう下和田団地公営住宅新築工事（建築－第2工区）

- 1 開札年月日 令和4年12月2日
- 2 落札額 1,327,700,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 120,700,000円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,208,560,000	1,207,000,000	1,123,960,800

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
アイグステック・田中建設工業特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック (株)	1,207,000,000	落札
大洋・森田特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区戸塚町	大洋建設 (株)	1,207,800,000	
門倉組・湘南ミサワホーム特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂神台	(株) 門倉組	1,208,570,000	
小俣・サクラ特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株) 小俣組	1,123,440,000	
瀬戸・大神特定建設工事共同企業体	小田原市久野	瀬戸建設 (株)	1,123,440,000	
紅梅・大旭特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	(株) 紅梅組	1,123,440,000	
日成工事・沼田工業特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事 (株)	1,123,440,000	
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建 (株)	1,123,467,900	
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株) 渡辺組	1,123,514,400	
安藤建設・杜企画特定建設工事共同企業体	横浜市磯子区中原	(株) 安藤建設	1,123,533,000	
亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業 (株)	1,123,533,000	
エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ディ	1,123,533,000	
小島・関野特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	1,123,542,300	
匠・成瀬特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設 (株)	1,123,542,300	
三木・三共特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区青木町	(株) 三木組	1,123,570,200	
小雀・ミヤマ特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設 (株)	1,123,579,500	
風越・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市中区相生町	風越建設 (株)	1,123,812,000	

山王建設・山王総合特定建設 工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設（株）		辞退
松尾・明誠特定建設工事共同 企業体	横浜市鶴見区鶴 見中央	（株）松尾工務店		入札書 不着

（注） 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

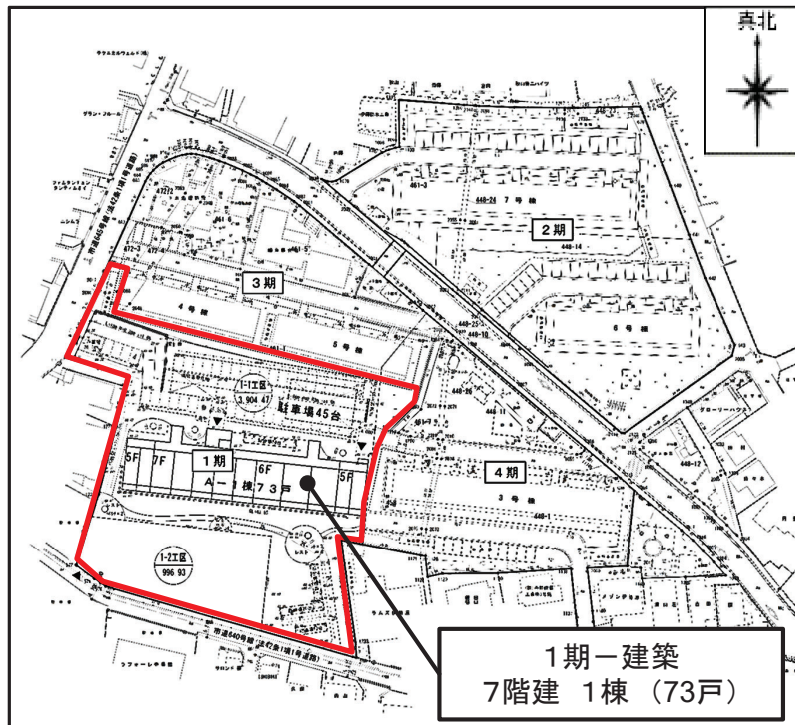
10 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期－建築）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期－建築）
- (2) 工 事 場 所 伊勢原市上粕屋 448 外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 7階建 1棟
延床面積 4,158.68㎡
住戸数 73戸
- (4) 請負契約金額 12億9,085万5,940円
- (5) 請負契約者名 大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体
代表者 大野土建株式会社
代表取締役 大 野 攻
所在地 相模原市中央区田名塩田 4－16－4

県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期一建築）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期－建築）

- 1 開札年月日 令和5年1月13日
- 2 落札額 1,290,855,940円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 117,350,540円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,248,400,000	1,173,505,400	1,173,496,000

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
大野土建・愛甲建設特定建設 工事共同企業体	相模原市中央区 田名塩田	大野土建(株)	1,173,505,400	落札
三木・三共特定建設工事共同 企業体	横浜市神奈川区 青木町	(株)三木組	1,173,514,800	
小雀・ミヤマ特定建設工事共 同企業体	横浜市戸塚区小 雀町	小雀建設(株)	1,173,514,800	
エス・ケイ・ディ・コラム建 設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株)エス・ケイ・ ディ	1,173,524,200	
小島・関野特定建設工事共同 企業体	厚木市栄町	(株)小島組	1,173,749,800	
渡辺組・見上工業特定建設工 事共同企業体	横浜市中区南仲 通	(株)渡辺組	1,173,749,800	
瀬戸・大神特定建設工事共同 企業体	小田原市久野	瀬戸建設(株)	1,173,947,200	
紅梅・大旭特定建設工事共同 企業体	横浜市西区花咲 町	(株)紅梅組	1,173,947,200	
匠・成瀬特定建設工事共同企 業体	平塚市東八幡	匠建設(株)	1,173,966,000	
安藤建設・杜企画特定建設工 事共同企業体	横浜市磯子区中 原	(株)安藤建設	1,173,966,000	
山王建設・山王総合特定建設 工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設(株)	1,173,975,400	
風越・中鉢特定建設工事共同 企業体	横浜市中区相生 町	風越建設(株)	1,173,975,400	
日成工事・沼田工業特定建設 工事共同企業体	横浜市港南区上 大岡西	日成工事(株)	1,173,975,400	
松浦・今井特定建設工事共同 企業体	小田原市新屋	松浦建設(株)	1,173,984,800	
亀井工業・大勝建設特定建設 工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業(株)	1,248,920,000	

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

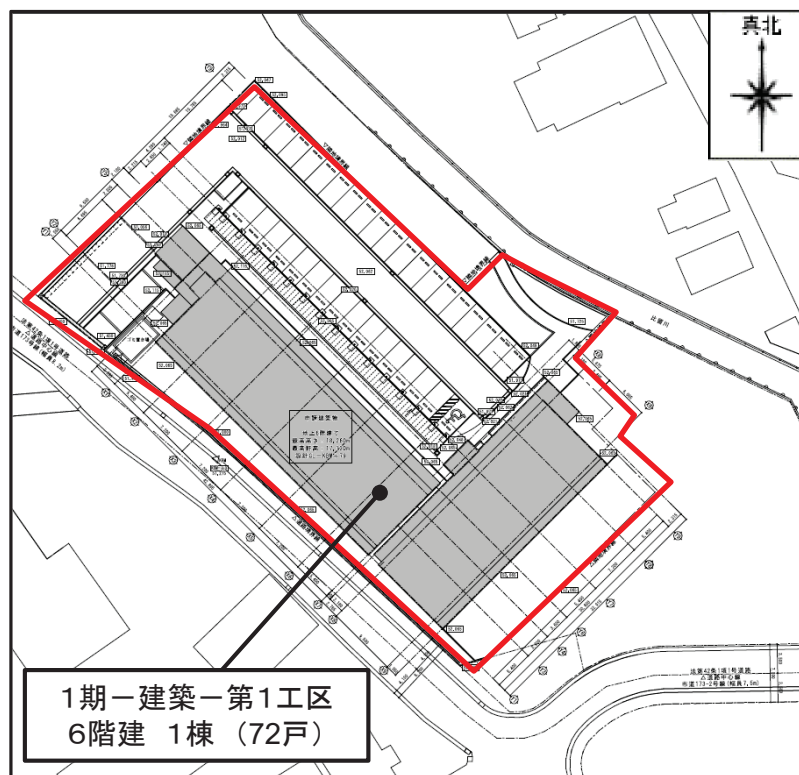
11 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）
- (2) 工 事 場 所 綾瀬市寺尾中2－1外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 6階建 1棟
延床面積 4,419.35㎡
住戸数 72戸
- (4) 請負契約金額 12億7,454万9,760円
- (5) 請負契約者名 三木・三共特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社三木組
代表取締役 三 木 康 郎
所在地 横浜市神奈川区青木町7番地16

県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）

- 1 開札年月日 令和5年1月13日
- 2 落札額 1,274,549,760円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 115,868,160円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,232,600,000	1,158,681,600	1,158,644,000

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
三木・三共特定建設工事共同 企業体	横浜市神奈川区 青木町	(株) 三木組	1,158,681,600	落札
エス・ケイ・ディ・コラム建 設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ ディ	1,158,756,800	
小島・関野特定建設工事共同 企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	1,158,916,600	
小雀・ミヤマ特定建設工事共 同企業体	横浜市戸塚区小 雀町	小雀建設(株)	1,158,916,600	
瀬戸・大神特定建設工事共同 企業体	小田原市久野	瀬戸建設(株)	1,159,114,000	
紅梅・大旭特定建設工事共同 企業体	横浜市西区花咲 町	(株) 紅梅組	1,159,114,000	
山王建設・山王総合特定建設 工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設(株)	1,159,132,800	
安藤建設・杜企画特定建設工 事共同企業体	横浜市磯子区中 原	(株) 安藤建設	1,159,132,800	
日成工事・沼田工業特定建設 工事共同企業体	横浜市港南区上 大岡西	日成工事(株)	1,159,132,800	
渡辺組・見上工業特定建設工 事共同企業体	横浜市中区南仲 通	(株) 渡辺組	1,159,142,200	
匠・成瀬特定建設工事共同企 業体	平塚市東八幡	匠建設(株)	1,159,142,200	
風越・中鉢特定建設工事共同 企業体	横浜市中区相生 町	風越建設(株)	1,159,142,200	
亀井工業・大勝建設特定建設 工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業(株)	1,233,140,000	
大野土建・愛甲建設特定建設 工事共同企業体	相模原市中央区 田名塩田	大野土建(株)		辞退

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。